

## 第 2 3 期 第 1 2 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和8年4月22日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	堀 内 精 二	
	委 員	富 田 重 基	
	〃	川 山 光 則	
	〃	田 村 義 夫	
	〃	柴 田 武 信	
	〃	尾 野 明 彦	
	〃	伊 藤 大 作	
	〃	黒 滝 洋 子	
	〃	山 縣 勝 彦	
	〃	菊 谷 尚 久	
	〃	永 瀬 めぐみ	
	(欠席委員)		
	会長代理 委 員		立 石 政 男
〃		古 川 今日志	
〃		東 信 行	
〃		竹ヶ原 公	
県 側	水産振興課	課 長	山 本 隆 久
	〃	副 参 事	山 口 正 洋
	〃	主 幹	田 澤 亮
	鱒ヶ沢水産事務所	所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所	副 所 長	田 中 淳 也
事 務 局	事務局長		野 月 浩
	主幹専門員		長谷川 清
	技 師		傳 法 利 行

#### 4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

→ 原案どおり承認することに決定された。

議案第3号：西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について

→ 原案どおり承認することに決定された。

#### 5 議事の経過

##### 堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第12回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項2件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

##### 委員

（「異議なし」の声あり。）

##### 堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、黒滝委員と永瀬委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

## 野月事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号 資料1の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの諮問文です。本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、こちらは、漁業法の規定に基づいて、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

## 堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

## 水産振興課 山口副参事

はい、会長。

## 堀内会長

はい。

## 水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、御説明させていただきます。

最初は、めばる固定式刺し網漁業でございます。

3段に分かれていまして、一番上が小泊漁協18隻、中段が下前漁協3隻、下段が新深浦町漁協1隻となっております。

次に1枚おめくりいただきます。4ページ目を御覧ください。

かれい固定式刺し網漁業でございます。

むつ市川内町に住所を有する者であって、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者に該当する者ということで、川内町漁協1隻となっております。

続いて、5ページ目を御覧ください。

なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第49号共同漁業権の組合員行使権者ということで、横浜町漁協1隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

## 堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

## 委員

(「ありません」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、御意見、御質問等がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、議案第1号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第2号「西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 野月事務局長

事務局から説明させていただきます。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等にあたらぬ新規操業承認については、資料4の方にありますとおり、青森県沖合海域におけるいか釣り漁業等(総トン数5トン未満)の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があることになっています。

去る2月4日付けで発動された委員会指示に基づきまして、今回、資料1及び資料2のとおり、佐井村漁協から2名及び白糠漁協から1名の新規の申請がありました。添付された申請理由書から、いずれも漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により、着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれるというふうに推察されます。

資料3の方を御覧願います。

こちらは、令和7年度いか釣り承認件数と本年度の申請件数ですが、県内船については、145隻の申請があり、資料にはありませんが、東部委員会分の235隻を加え、計380隻で、内規の490隻以内となり、また、県外船は7隻の申請があり、こちらも東部委員会分の9隻を加え、計16隻で、内規で定めている枠数の70隻以内に収まる状況となっています。

以上のことから、事務局としては、今回の申請については、水揚げを通じて地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するというふうに判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

#### 堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

#### 水産振興課 山口副参事

はい、会長。

#### 堀内会長

はい。

#### 水産振興課 山口副参事

県から補足して説明することについてはございません。

事務局の説明のとおりでございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

#### 堀内会長

それでは、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

#### 委員

(「ありません」の声あり。)

#### 堀内会長

それでは、御質問もないようですので、議案第2号については、操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

### 堀内会長

それでは、議案第2号「西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

次に議案第3号「西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

### 野月事務局長

それでは、議案第3号について御説明させていただきます。

自家用釣餌用いか釣り漁業における新規操業承認については、本業とするいか釣り漁業のように委員会の内規において、委員会の会議に付して御審議いただく必要があるとされています。

こちら、去る2月4日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1及び資料2のとおり、三厩漁協及び奥戸漁協から新規の申請が各4名で計8名ありました。

事務局としては、自家用釣餌用に釣られるスルメイカは少量であり、資源に影響を与えるものではないこと。また、沿岸漁業の振興等を考慮すれば、事情やむを得ないものとして承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

### 堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

### 水産振興課 山口副参事

議案第3号につきましては、事務局からの御説明のとおりでございます。

県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしく願いいたします。

### 堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

### 川山委員

はい。

堀内会長

はい。

川山委員

これは、餌としますというのはいいんですけど、その釣れた後のイカのカウント、制限のカウントに入るのか、それとも餌だから、それはそれでカウントしないのか伺いたいと思います。

堀内会長

県の方から。

水産振興課 田澤主幹

はい。会長。

水産振興課 田澤主幹

水産振興課の田澤です。

するめいかTACの方は、栽培資源管理グループの方で所管してしまして、ちょっと正確な回答ができないんですが、確か・・・カウントする・・・。

水産振興課 山本課長

はい。

堀内会長

はい。

水産振興課 山本課長

おっしゃるとおりで、スルメイカは、餌用であっても漁獲量につきましては、TACの中に入る、制限の対象となっております。以上になります。

川山委員

はい、分かりました。どうもありがとうございます。

堀内会長

皆さん、何かその他、御質問、御意見はないでしょうか。

委員

(「なし」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、御意見等がないようですので、今回の申請について、承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、議案第3号「西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用餌釣用いか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和8年度年間計画について」を事務局から報告をお願いします。

## 野月事務局長

そうしましたら、右上の方に報告事項①と書いてある資料を御覧いただければと思います。

表の方は、縦3列というふうになっておりますけども、真ん中が西部海区となっております。

年間で12回の委員会の開催予定をしております。

こちらは、漁業の許可の制限措置及び特定水産資源に係る議案であるため、水産振興課の漁業管理グループと、それから栽培資源管理グループと現時点ですり合わせたというものになっております。

これに加えて、他の諮問や報告などもあり、場合によっては、緊急に開催するということもあるかもしれませんが、現時点では、このとおりの予定となっております。

説明は以上でございます。

## 堀内会長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から、何か御質問がありましたらお願いいたします。

## 委員

(「ありません」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、御意見、御質問等がないようですので、続いて、②の「令和8年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告をお願いいたします。

## 野月事務局長

そうしましたら、報告事項の②を御覧いただければと思います。

こちらは、令和8年度の県のメンバーでございます。

農林水産部長とそれから兩次長の方には異動がございました。

水産局の方ですが、局長は種市正之氏に異動はなく留任でございます。

また、水産振興課長は、先ほど、山本課長が水産庁の方から着任されたほかは、清藤課長代理は留任。そして、漁港漁場整備課は一戸課長に異動というふうになりました。

その他は、資料のとおりですので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上です。

## 堀内会長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

何か御質問等はないでしょうか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 堀内会長

それでは、御意見、御質問等がないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これもちまして、「第23期第12回青森県西部海区漁業調整委員会」を閉会します。

終了 午後1時47分